HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	盧溝橋事件における現地交渉（Ⅰ）：1937年７月７日～７月28日
Author(s)	岩谷, 將
Citation	北大法学論集, 71(5), 45-75
Issue Date	2021-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80317
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_5_02_Iwatani.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

盧溝橋事件における現地交渉（Ⅰ）

―― 1937年７月７日～７月28日 ――

岩　谷　　將

はじめに

本稿は盧溝橋事件が生じた1937年７月７日から７月28日の日本軍による華北総攻撃までの間、北平（現北京市）周辺で行われた日中間の現地交渉について詳細に検討するものである。盧溝橋事件ならびにその後の事態の拡大過程については、すでに多くの研究があり、事実関係についてはかなり明らかとなっている[1]。

しかし、これらの諸研究は現地交渉の状況について、当事者の回想を除いては主として日本側の史料に基づいて検討を行ってきた。それは現地中国側の交渉相手となる冀察政務委員会および第29軍の動向に関する史料がほとんど残されていないことに起因しており、中国側の動向については不明な点が多く残されている。

また、日本側についても現地北平・天津での動向については「北平陸軍機関業務日誌」を除いて部分的な記録が多く、天津軍内における交渉に対する考えや、大使館等とのやりとりについて十分解明されている訳ではない。たとえば、中国側の現地責任者であった宋哲元がどのような

[1] 安井三吉『盧溝橋事件』研文出版、1993年。劉傑『日中戦争下の外交』吉川弘文館、1995年。秦郁彦『盧溝橋事件の研究』東京大学出版会、1996年。とりわけ秦著『盧溝橋事件の研究』は、当時利用可能な史料を網羅し、その検討は詳細を極める。本稿も多くを本書に負っている。

考えのもとに南京中央政府と日本側に対応したのか、また刻々と変化する宋哲元と南京との関係が日本との交渉にどのような影響を与えたのか、中国側当事者である第29軍内の状況はどうであったのか、天津軍を含め日本側はそれに対してどのように応じたのか、といった点である。これらは日本の現地解決、不拡大方針を挫折させ、当時の対華政策を失敗に導いた過程を理解するうえで欠かすことのできない問題である。

本稿では従来の史料に加えて、主として閻錫山が傍受していた第29軍関係の電報ならびに蔣介石が傍受していた日本外務省の電報などを用いて上述の不足を補い、あわせて日中双方の主張の異なる点については米英等の第三国の史料などを用いることによって、より蓋然性の高い理解が得られるようにつとめた。

当時、日本側では支那駐屯軍（天津軍）の司令部が天津に、歩兵旅団司令部が北平に所在していた。また、歩兵第１聯隊が北平、天津、豊台、通州に、歩兵第２聯隊が天津、塘沽、唐山、灤県、昌黎、秦皇島、山海関に分屯していた。盧溝橋事件の当事者となるのは、豊台に駐屯していた歩兵第１聯隊第３大隊（大隊長一木少佐）であった。そのほか、冀察政務委員会および第29軍と連絡交渉を担う陸軍機関（特務機関）および大使館武官室（今井少佐）が北平に所在していた[2]。

他方、中国側については、河北省と察哈爾省を管轄する冀察政務委員会および治安維持等を担う冀察綏靖公署が北平に置かれ、いずれもその主要幹部は第29軍幹部によって占められていた。第29軍は元来西北軍を母体とする地方軍であり、表面的には南京中央政府に従ってはいたものの、完全な統制下にはなかった。

第29軍の軍長は宋哲元であり、冀察政務委員会委員長、冀察靖綏公署主任を兼任しており、事件当初は郷里の山東省楽陵に帰省していた。第29軍の司令部は南苑（北京南郊の豊台と大興の間）に置かれ、４個師団はそれぞれ、西苑（頤和園と円明園の間）に第37師（師長：馮治安）、南

[2]「事件直前の北支那駐屯軍の任務と兵力」（陸軍大学校「支那事変初期ニ於ケル北支那作戦史要」第２巻所収（防衛研究所戦史研究センター史料室蔵（以下「防研蔵」と略す））。以下「作戦史要」と略す。以下各史料館所蔵史料については初出時のみ所蔵先を記載する。

苑に第38師（師長：張自忠）、河間（北平南200Km）に132師（師長：趙登禹）、張家口（北京北西200Km）に143師（師長：劉汝明）が司令部を置き、その周辺に麾下部隊が駐屯し、また通州北苑に独立第39旅（旅長:阮玄武）、南苑に騎兵第９師（師長：鄭大章）が所在していた。さらに、冀北保安隊（司令：石友三）が西苑・清河に、河北省保安旅（旅長：戴守義）が保定に駐屯していた。盧溝橋事件の当事者となるのは盧溝橋および宛平県城を守備していた第37師第110旅第219団第３営であった[3]。

なお、本稿では現地における交渉を主として検討することから、日中双方の中央における動向は、現地交渉を検討する上で必要な範囲にとどめ、別途検討を行うこととする。

７月７日の発砲事件

北平では６月26日以来夜間戒厳令が布かれていた。それは南京より冀察政務委員会に宛てた、漢奸による策動の兆しありとの通告を受けてのものであった[4]。６月の時点で冀察政務委員の高凌霨が語ったところによれば、「北平、保定一帯の謠言甚だしく一触即発の危機に有り。中央は最近二年以来抗日準備に奔狂し牢固たる決意を有するも目下尚内部整理の必要ある為相当の日月を要し、又二十九軍も単独には日本に対し挑発的行動に出ることなし」と語ったように、当時華北には日中間での紛争を予言する流言蜚語がまことしやかに語られ流布していた[5]。また、盧溝橋、長辛店附近の第37師は６月以降、兵力・装備を増強し、散兵壕の構築やトーチカの開削を実施していたところであった[6]。高凌霨は最後に

[3] 支那駐屯軍司令部「昭和十二年八月下　現代支那政治機構」（防研蔵）。国防部史政編訳局編『抗日戦史―七七事変与平津抗戦』台北：国防部史政編訳局、1981年、第４篇第５章第１節挿表第２。

[4] 「今井武夫日記」1937年７月１日の条。以下日付は全て1937年を省略する。

[5] 吉村機関「高凌霨ノ冀察時局談（政報告第百十参号；東亜情第十六号廿六年六月四日下午四時）」（南満洲鉄道株式会社東亜経済調査局「北京情報（二）」所収、アジア経済研究所蔵）。

[6] 支那駐屯軍歩兵第一聯隊第三大隊「北支事変自昭和十二年七月八日至昭和十二年七月九日蘆溝橋附近戦闘詳報（支歩一ノⅢ戦詳第一号）」（防研蔵）。以下「支

「余の見解では綏東戦争勃発さへなくば華北は当分異常無きものと思はる」と語っていたが、危機は高の予想より早くやってくることになった。

当時、日本軍は７月９日から16日にかけて第２期検閲が実施される予定であり、これに向けた演習が行われていた[7]。

そうした最中、７月７日午後10時40分頃、永定河畔の荒蕪地で演習中の日本軍（支那駐屯軍歩兵第１聯隊第３大隊第８中隊）に対し何者かが二度にわたり発砲した。日本軍は演習を中止して点呼を実施したところ、兵１名が不明であった。報告を受けた北平所在の牟田口聯隊長（大佐）は現地の一木大隊長に対し、豊台駐屯隊を現地に急行させ、「戦闘準備を整えたる後、営長[8]（蘆溝橋[9]の）を呼び出し交渉すへし」と応じ、宛平県（盧溝橋）城内[10]での失踪兵捜索を命じた[11]。失踪した兵は道に迷っていただけでほどなく発見され、午前２時ごろ中国側に通報された[12]。当初は兵の捜索が目的であった宛平県城への入城が、いつのまにか犯人の捜索へと変化したことから、この失踪事件は単なる発砲事件を重大化、複雑化させる要因となった。

明けて８日午前０時10分、小野口旅団副官より北平陸軍特務機関に電話連絡があり、豊台部隊第８中隊が盧溝橋竜王廟附近において夜間演習中、午後11時頃突然中国側より18発の射撃を受け、中隊を召集し応戦の態勢をとったところ兵一名が行方不明となっていることを発見し、現在対峙中であるとの報告が寄せられた[13]。

これを受けて特務機関では松井機関長（大佐）が冀察外交委員会専門委員の林耕宇に対し事態収拾について電話連絡をおこなった。その後、午前１時ごろ、林耕宇より秦徳純北平市長（兼第29軍副軍長）が現地部

歩一ノⅢ戦詳第一号」と略す。

[7]「今井武夫日記」７月２日の条。

[8] 国民革命軍第29軍第37師第110旅第219団第３営営長金振中。

[9] 盧溝橋については、史料引用部分に「蘆」とある場合以外は盧溝橋で統一する。

[10] 盧溝橋近傍の宛平県城で、盧溝橋城とも拱極城とも称する。

[11]「支歩一ノⅢ戦詳第一号」。

[12] 王冷齋「盧溝橋事変回憶録」寸喁編『抗戦建国第一年』重慶：1938年、４頁。

[13]「北平陸軍機関業務日誌」７月８日午前０時10分（防研蔵）。以下「北機日誌」と略す。

隊に対して事態拡大を避けるよう下命したと伝達したのに対し、松井機関長は日本側、中国側双方の代表者を現地に派遣し、事件拡大防止に努力するよう促した[14]。

午前２時には櫻井第29軍顧問（少佐）が通訳を伴って秦徳純ならびに馮治安（第37師長）を訪問するため出発した。櫻井顧問は午前３時に秦徳純と面会し、１．他部隊を動かさず、２．盧溝橋部隊（第37師第110旅第219団第３営）は外部に出さず、３．事件拡大を極力防止する、の諸点について合意した[15]。また、秦は「馮（治安）の部下は絶対に蘆溝橋外に配兵せす」、かりに盧溝橋城外に所在するのであれば匪賊であろうと述べ、「城外に配兵せられありとせは攻撃は随意にして恐らくは馮の部下にあらさるへし。又馮の部下とするも城外にあらは断固攻撃して可ならん」と回答した[16]。この回答はのちに日本軍の盧溝橋城外への発砲の根拠となる。

この間に当初行方不明となっていた兵１名は無事であることが判明し、日本側には何らの損害もないことが確認された。そこで現地部隊では不法発砲に対して、１．師団長の謝罪、ならびに２．発砲主体と考えられる第３営の即時撤退を要求する方針を固め、松井特務機関長に照会したところ、機関長からは１については異論ないが、２については（駐屯）軍と相談のうえ決定すべきと回答した[17]。

旅団より天津に所在する駐屯軍（天津軍）司令部に指示を仰いだところ、大木参謀（少佐）は「不法射撃に対しては断乎支那側の陳謝を要求すべし、交渉に赴く時には１ヶ中隊を帯同し必要に応じ武力発動をも敢行すべし」との強硬な指示が与えられた[18]。

午前３時半、帰還した櫻井顧問は寺平補佐官（大尉）、赤藤憲兵分隊

---

[14] 同上、７月８日午前０時30分、１時10分、１時45分。

[15] 同上、７月８日午前２時15分、３時10分。某［櫻井］少佐手記「開戦当初ノ真相」（「作戦史要」第二巻所収）。

[16] 支那駐屯軍歩兵第一聯隊「自昭和十二年七月八日至昭和十二年七月九日蘆溝橋附近戦闘詳報（支駐歩一戦詳第一号）」（防研蔵）。以下「支駐歩一戦詳第一号」と略す。

[17]「北機日誌」７月８日午前２時20分。

[18] 同上、７月８日午前２時40分。

長（少佐）、森田中佐（聯隊附）らのほか１ヶ分隊を伴い、中国側の王冷齋宛平県長、周永業副処長（冀察綏靖公署交通処：少将）、林耕宇専門委員とともに現地に赴き、調停に努めることとした[19]。

現地に到着した櫻井顧問からは午前５時に第１報がもたらされた。それによれば、１．日本側は盧溝橋東方500メートルの鉄道交差点附近に依然として待機中、２．中国側は全て宛平城内にあって戦闘配置には付かず、３．宛平城外に中国兵がいる場合、日本軍はこれを攻撃するも可、４．日中両代表団は中国側に阻止されること無く城内に入った、５．これより営長と会見のうえ、共同で調査を実施する、６．宛平県城北方において５，６発の発砲があったが当該方向には日本軍は所在せず状況不明、とのことであった[20]。

現地では午前３時ごろに再び銃声が鳴り響いたため、一木大隊長は牟田口聯隊長より射撃許可を得て、午前５時、永定河に前進し、竜王廟及び南方トーチカに対し射撃準備命令を行った[21]。一木部隊が永定河に向けて前進中、日中合同調査団一行が到着したため、部隊は前進を中止して朝食とした。そのころ調査団一行は城内において交渉を行っていたが、最も近接していた竜王廟付近において前進する日本軍に対し、制止を促す中国側から射撃が始まった。７月８日午前５時30分のことであった[22]。この戦闘は、事態拡大を防ぐ調査団の活動もあり、午前６時に一旦停止したが、中国側城内本部隊は白旗を掲げたものの、城壁に在る一部隊は時々射撃を実施した。日本側の大隊本部は盧溝橋鉄橋の麓まで後退し、一部を永定河の中ノ島に残置した。その中ノ島の南側には中国軍が30名ほど所在し、日本側に動きがあれば射撃するという状況であった[23]。

---

[19] 同上、午前３時35分。加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第333号、７月８日午前６時20分発（「在中華民国北平日本大使館記録」所収、以下「北平大使館記録」と略す）。なお、電文についてはひらがなに改め、適宜必要に応じて句読点を補った。

[20]「北機日誌」７月８日午前５時０分。

[21]「支歩一ノⅢ戦詳第一号」。

[22] 同上。野地伊七「事変発端の思出」『偕行社記事特報―支那事変一周年記念号―』第36号、1938年７月、24-26頁。「北機日誌」７月８日午前５時30分。

[23]「八日午前十一時島書記官（聯隊本部）ヨリ軍用電話」（北平大使館記録）。「北

この時点では、大使館では調査団の派遣により差当り両軍の衝突は避け得るものと観測していた。大使館では午前６時に停戦の報告を受けたが、午前７時過ぎの段階においても依然として散発的な砲声がしきりに聞こえてきていたという[24]。櫻井顧問ならびに寺平補佐官からの連絡によれば、極力鎮圧した結果中国側はようやく攻撃を停止したが、日本側は停止命令が容易に徹底されなかったため各所に白旗を掲げ、さらに櫻井顧問が巡回して停止勧告を行うも意志徹底されなかったため、聯隊長より停止命令を出す様交渉依頼が行われたという[25]。なお、宛平側に所在する中国軍は戦闘を停止したものの、長辛店（宛平から永定河を挟んだ対岸約２km）に所在する中国軍から射撃が続けられた[26]。したがって、この砲声は主として日本側と長辛店所在の中国軍によるものであった。

現地においては、王冷齋県長と牟田口聯隊長との間で、当面午前11時を目途に双方の撤退に向けて交渉を続けることとなった[27]。しかし、日本側が盧溝橋ならびに竜王廟に所在する部隊を永定河西岸に撤退するよう要求したのに対し、中国側が承知しなかったため、特務機関より撤退期限を12時迄延ばすよう要請があった。日本側は要求に応じない場合には実力により武装解除を断行する方針であったが、午後12時ごろ森田中佐と王啓元第37師参謀との交渉により、中ノ島の西側の日本軍および南側の中国軍を撤退させることに話がまとまった。中国側が承知すれば合図をして２時間以内に実行し、実行しない場合には実力を行使することとなった。また、この頃には中国側の長辛店の部隊が増強され、日本側も通州に駐屯していた部隊が午前11時40分に現地に向けて出発した[28]。

７日夜の事件後、豊台―天津、豊台―北平間の軍用電話が不通となっ

機日誌」７月８日午前６時。

[24] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第335号、７月８日午前８時０分発（北平大使館記録）。

[25]「北機日誌」７月８日午前７時０分。

[26] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第336号、７月８日午前９時０分発（北平大使館記録）。

[27]「八日午前十時四五分　聯隊カラノ連絡（島）」（北平大使館記録）。「北機日誌」７月８日午前10時10分。

[28]「島電話（十二時十分）」（北平大使館記録）。

たが、北平―豊台間については切断されてたわけではなく漏電の仕掛けによるものと考えられたため、日本側では当初、盧溝橋での発砲事件を中国側の陰謀による計画的犯行であるとの見方をしていた。また、憲兵隊の報告では、馮治安の第37師が所在する西苑の兵営は事件後からすべて点灯し、兵が頻々に動く様子が見受けられた[29]。張自忠の第38師司令部が駐屯する南苑においても、ただちに出動する様子ではなかったものの、戦備はすでに整えられている状態であった[30]。したがって、中国側が日本側の謀略であると疑っていたのと同様、日本側においても中国側の挙動について疑いを持っていた。

現地の第37師では第110旅長の何基灃（共産党秘密党員[31]）が７月６日に第219団に対し日本軍の行動に注意し監視するよう要求するとともに、全将兵に対してもし日本軍が挑発してきた場合は、必ず断乎として反撃せよと命令を下していたという[32]。

一旦戦闘が収まった後、盧溝橋附近に所在していた第219団（団長吉星文）が８日に夜襲を敢行したが、これは29軍レベルの判断というよりは37師レベルの判断で行われていた[33]。８日の時点で、第219団の第３営が盧溝橋城とその周辺に、団司令部と第１営、第２営が長辛店に、第110旅および第220団（団長謝世冠）が竜王廟から張道村の線に展開して

[29]「北機日誌」７月８日午前４時20分。

[30] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第342号、７月８日午後０時30分発（北平大使館記録）。

[31] 何基灃・鄧哲熙・王式九・戈定遠・呉錫祺「七七事変紀実」中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究研究委員会《七七事変》編審組編『七七事変－原国民党将領抗日戦争親歴記』北京：中国文史出版社、1986年、44頁。

[32] 金振中「寧為戦死鬼　不作亡国奴」同上、58頁。

[33]「宛平吉星文致劉旅長齊電（７月８日）」（閻錫山史料「各方民国二十六年七月往来電文録存（二）」所収、国史館蔵、档号：116-010108-0370-016）。以下閻档「録存（二）」と略す。なお、駐北平米海軍武官オベレッシュ（Harvey Edward Overesch）中佐は、同日中国側の夜襲が予期されると発電している。Radiogram from Naval Attaché Peiping China to Navy Department, July 8, 1937, 22:10, Formerly Security Classified General Correspondence, 1929 – 1943, Box279, Division of Naval Intelligence, Office of the Chief of Naval Operations, RG38, U. S. National Archives (USNA).

いた[34]。

北平における交渉

その後、現地には決定権のある冀察首脳（第29軍幹部）が不在であったことから善後交渉は北平に移されるも、冀察関係者は日本側との接触を避けた。日本側は４方面から中国側との接触を試みた。

１つ目は特務機関であり、北平にもどった寺平大尉が午後４時に第37師長の馮治安私宅に向ったが、馮治安は当時出張先の西安からの帰路にあった。そこで秦徳純市長を往訪したところ、秦徳純は午後２時まで軍事会議のため西苑兵営に赴くと称し、直接会見を忌避したのみならず、帰平時刻である午後５時半以降も種々口実を設けて会見しなかった。やむなく寺平大尉は電話にて折衝し、３つの案を提示した（午後４時）。

第１案　日本軍は永定河以東の地区に撤退す
　　芦溝橋にある支那軍は同時に永定河以西の地区に撤退するものとす

第２案　芦溝橋支那軍か撤退を肯んせさる場合にありては日本軍は之れか武装解除を断行す
　　之かため芦溝橋の住民二千人は至短時間内に特に定むる地域に移動せしむへし

別　案　第二十九軍首脳部を盧溝橋の現場に赴かしめ日本軍首脳幹部と共に善後処置を講せしむ[35]

秦徳純は第１案、第２案とも拒絶し、日本軍が盧溝橋以東へと撤退すべきであると述べた。秦は日本側に非があるとの態度で、事態収拾の誠意全然なしとして日本側には受け止められた。秦は両軍の東西両岸への撤退、または盧溝橋部隊の武装解除は住民２千名を退去させたのちに実施すると回答した。別案に対しては約３時間後に戻るため考えおくとして西苑へと向った。秦が日本側要求に全く耳を貸さないことから交渉は

[34]「北平李宝善致宛平吉星文庚電（７月８日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-016）。

[35]「七月八日午後五時特務機関ニ於ケル寺平大尉談話」（北平大使館記録）。

決裂に瀕し、事態益々悪化の兆しを見せた。

日本軍においてはなお平和的折衝に望みをかけ、現地の状況に鑑み午後６時半を期して自発的に永定河東側に撤収することを決定し、特務機関長を通じて秦徳純に通達した。ただし、この撤退に際しての河邉旅団長の心づもりは、交渉決裂にあっては天津からの麾下部隊の到着を待って、盧溝橋を攻撃するというものであった。

その後、別案に対しても後に適任者なしとして応じず、寺平大尉の交渉はほとんど成果を得られずに終わった[36]。

午後７時には秦徳純より日本大使館加藤書記官あてに電話があり、事態不拡大の方針の下に鋭意努力中との連絡があった。この頃には、日本側天津軍の増強部隊が到着したのに対し、中国側は長辛店から増援を行い、その兵は1500人に達した模様で、西苑所在の馮治安部隊も一部現地に向かっているとの情報も伝えられていた。また､南苑の張治忠部隊（第38師）が参加した場合は関東軍の出動も考えられると天津軍側は観測しており、事態は楽観を許さない状況が続いていた[37]。

これを受けて加藤書記官は天津軍側との打ち合わせを経て午後10時半に秦徳純邸を訪れ､「本事件は全く予想せざりし極めて不幸なる出来事にして、其の原因経過に関する日支双方の報道は区々なるも今や之を論議する時機に非ず。目下の急務は如何にして此の緊迫せる事態を収拾するかに在るに付、日支の大局的見地に立ち、右に対し難しきを忍び最善の努力を払はれたき旨篤と申入れ」たところ、秦は「意見は全然同感にして今朝来折角鋭意事態の拡大防止並急速収拾に付腐心し居り。即ち天津の軍参謀長との間に天津市政府李警察局長、在平中の和知参謀を介し折衝中にて、日本側主張は永定河を界とし両軍は撤収すと云ふに在るに対し、我方は原則的には之に異存無きも、唯蘆溝橋部隊の完全なる撤収は全部隊（二ケ連）が終始鎮静の態度を持し、攻撃を受くるも応戦せさ

[36] （加藤書記官発）大臣宛第344号電信（案）「午後三時五五分寺平大尉ヨリ電話」（発電日時記載なし）、「七月八日午後五時特務機関ニ於ケル寺平大尉談話」（北平大使館記録）。

[37] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第342号、７月８日午後10時30分発（北平大使館記録）。

りしものにして、右は調査員も親しく目撃せる事実に徴し、且多数死傷者を出し居る次第もあり、餘りに苛酷なる条件なるが之をも或る程度迄忍ぶこと丶とし、而も双方の顔を立てる意味合にて、其の中の一部を仝地に留むるのみにて他は西岸に撤収する『ライン』にて一応折合を付け度く」と応じ、双方の主張は極めて接近し、僅かの差異にすぎなかったが、諒解成立には至らなかった[38]。

さらに、特務機関・外務省の系統とは別に天津軍司令部ならびに今井武官補佐官（以下、今井武官とする）が冀察側との交渉を試みていた。飛行機で天津より和知中佐、鈴木大尉が来平し、今井武官ほか３名を伴い、冀察側との接触を試みた。午後７時、ようやく秦徳純ならびに会議に参加していた趙登禹（第132師長）、張允栄（第29軍総参議）との会談にこぎつけた。

会談では日本側が盧溝橋より中国軍が撤退することを要求したのに対し、中国側は極力事件の拡大を回避するも、撤退は両軍同時に実施し、治安維持のため一部の部隊を残置したい旨回答し、事態の不拡大以外に合意には至らなかった[39]。

第４のルートは橋本参謀長が第29軍第38師長兼天津市長の張自忠を通じておこなったもので、日本軍は竜王廟に、中国軍は宛平県城内に収容し、円満に解決するとの提案であった。これに対しては馮治安も賛意を示したが、永定河を挟んで集結撤退する方法に極力反対したため、妥結には至らなかった[40]。

交渉は引続き北平の軍特務機関と秦徳純・張允栄のラインと、天津の軍司令部と張自忠のラインの双方で夜を徹して行われた。北平では張允栄より第１案にしたがって、半数ずつ撤退する方法が提案され、まず午前６時を期して最初の半分を、９日夕刻までに残り半分を撤退させることが回答としてもたらされた[41]。

---

[38] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第353号、７月９日午前７時０分発（北平大使館記録）。

[39]「今井武夫日記」７月８日の条。

[40]「北機日誌」７月８日午後４時10分。

[41] 同上、７月９日午前１時10分。

その後、午前１時半に天津で交渉中の軍司令部より、張自忠が午前４時に撤兵すると応じたと連絡があり、さらに午前２時10分に再度張自忠から馮治安を説得したとして、１．午前５時に撤兵を実行、２．龍王廟附近の第37師所属部隊は衙門口への移動を実行することで合意し、実施にあたっては張自忠が責任を持って実行することが約され、これについて張允栄も承諾し、北平においてもおおむね撤退に関する合意が成立した[42]。

天津軍の方針としては（１）盧溝橋より武装兵全部を撤退させる、（２）我が軍は自発的に河の東岸に撤収する（既に実行済み）、（３）盧溝橋永久占領の意思なし、というものであり、午前３時に以下の旅団命令を発した[43]。

１．軍は第二十九軍の要求を容れ在芦支那軍は芦溝橋梁を経て永定河左岸に撤退することを確約せり軍は支那軍の協定を容れ同時に兵力を集結す

２．駅付近に兵力を集結し軍の協定事項を監視せんとす

３．歩一［歩兵第一聯隊］（第二大隊欠）は一部を以て一文字山東側に主力を以て芦駅附近に集結すへし、之か実施は午前五時打方止めの号音吹奏に依り開始すへし　各部隊は之が徹底を期し警戒を厳にすへし

４．支那軍撤退に際しては射撃を為し又は芦部落に兵を進むることを禁す

５．機械化部隊は一部（歩兵及工兵部隊）を豊台に主力を以て通州に集結し後命を待つへし[44]

また、天津軍は撤退に関する合意がおおむね成立したとの報告を受け、撤退後における善後処置について、特務機関に詰めている和知参謀に対して以下の方針を通達した。

一、支那側関係師団長の謝罪

---

[42] 同上、７月９日午前１時30分、同２時10分。

[43]（加藤書記官発）大臣宛第351号電信（案）７月９日午前１時発（北平大使館記録）。

[44]「七月九日午前四．三〇受（聯隊本部島書記官）」（北平大使館記録）。

二、責任者の処分
三、排日分子の取締
四、騎兵第九師の駐防地変更
五、日本軍隊の蘆溝橋通過許可の件[45]

これにより、撤退は順次進められ、事態は収束に向かうとみられた。

ところが、合意された午前５時になっても中国側は撤退を開始するどころか、協定に基づき盧溝橋駅附近に集結しようとする日本軍に対して盛んに射撃を行い始めた。日本側は中国側に対して確認を求めたところ、日本軍による電話線切断のため伝達できず、豊台から盧溝橋に出した伝令も日本軍により阻止されたため到達できなかったことが理由であった。日中双方は話し合いのうえ、第110旅副旅長、第29軍周参謀、中島第29軍顧問（中佐）および林耕宇を派遣することとし、日本側は現地に伝令を出すとともに引き続き撤退の監視にあたった[46]。

午前６時40分頃、中島顧問らが現地に到着し、７時10分宛平県城に入り中国側に第29軍の命令を伝達して対立は終息した[47]。日本側は正午頃まで続いた撤退を監視し、２個中隊を監視のために残して豊台へと撤退することを命じた[48]。しかし、中国側はこの監視に残した２個中隊を問題視し、日本軍の撤退に疑念を持つことになる[49]。

他方で、中国側は撤退後の治安維持のために保安隊を現地に派遣した。しかし、保安隊到着の連絡を実施する伝令が日本側により阻止されたこともあり、また降雨のため第29軍と同じ外套を着ていたため日本軍により増援部隊と誤認され、五里店附近で衝突して若干の死傷者を出した[50]。

---

[45]「北機日誌」７月９日午前３時00分。

[46] 同上、７月９日午前５時10分。加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第356号、７月９日午前６時30分発（北平大使館記録）。寺平忠輔『日本の悲劇―蘆溝橋事件』読売新聞社、1965年、196-197頁。

[47]「（七、九、前八、一〇　聯隊本部）」（北平大使館記録）。

[48]「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」（防研蔵）。

[49]「卅七師旅部参謀処致傅営長佳刻電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-028）。

[50] なお、日本側も中国側も射撃せずと応答。「北機日誌」７月９日午前９時50分。加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第362号、７月９日午後４時０分発（北平

この保安隊は石友三が司令を務める冀北保安隊から派遣される予定であったが[51]、実際には宋哲元の命を受けた馮治安が馮直属の第２旅第１団第２営を宛平県城の防衛を引き継ぐために変装させて派遣し、この部隊が日本側と衝突した[52]。また、実際には石友三のもとから派遣された冀北保安隊も実際の人員は第29軍各師から集められた兵で、石は訓練を請け負っていたに過ぎなかったという[53]。

中国側は午後０時20分に代表を派遣し河邉旅団長との間で、１．城内に一部を残して外は全部永定河右岸に撤退させる、２．保安隊は兵力50、小銃装備１丁につき弾薬50発、との協定に達し[54]、保安隊への引継ぎのための１ヶ小隊を残して撤退し、また保安隊が引継ぎを行って午後４時に永定河西側に完全に撤退を完了した[55]。なお、警備を引き継いだ保安隊は当初人員200名に機関銃18挺を所有していたが、衝突の結果、日本側との折衝により人員150名、機関銃を所持しないとの条件に変更され、警戒警備を引き継いだ[56]。これら150名は吉団長の指揮下に入り、排長１名と隊員30名が盧溝橋の守備につき、残り120名はそれぞれ宛平県城郭と西側の各門要所の守備についた[57]。事件発生から双方撤退まで

大使館記録）。

[51]「天津張自忠致阮玄武黄維綱劉振三董升堂李致遠佳電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-020）。

[52]「北平馮治安致楽陵宋哲元佳申電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-030）。なお、日本側は調査の結果衝突した部隊は華（ママ）（河）北保安隊第２団第２営で馮治安直系部隊であることを把握している（「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」）。

[53]「李世軍（第廿九軍駐京辦事処処長）謁当局報告」『中央日報』７月11日。

[54] 河野又四郎『蘆溝橋事件手記』私家版、1981年、75-76頁。「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」。なお、当初は弾薬30発とし、協定確守のため旅団長の宛平県内巡視が行われる予定であったが、変更された（「支駐歩一戦詳第一号」）。

[55] 加藤書記官発広田大臣宛電信（案）・第365号、７月９日午後６時10分発（北平大使館記録）。「北機日誌」７月９日午後１時05分、午後６時30分。

[56] 同上、365号、同366号。「北機日誌」７月９日午後７時50分発（北平大使館記録）。

[57]「盧溝橋某致黄寺石司令（友三）程旅長十一日電」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-057）。

の間の日本側犠牲者は死者10名、重軽症者22名であった[58]。

第29軍の動向

日本側と衝突した第29軍が全体として動き出したのは９日に宋哲元から命令が下ってからであった。９日の時点で宋哲元は今回の事件について麾下の各将兵に以下のように伝えていた。「我軍は内外敦睦を旨とし、平和に注力するが、鷸蚌の争いとなって漁夫が利を得ることを望まない。すなわち日本側が道理もなく挑発し、口実をもうけて戦争をしかけ、和平が決裂したならば、実情にもとづきそのすべての責めを負うが、我軍は合法合理の道を以て人々に示し、不撓不屈の志を以て、かりに相手が我を侮らなければ我もまたけっして相手を侮らないと誓う。もしも日本側が翻然として考えを変えるならば、いまなお平和のために和解し戦争を放棄することは困難ではない。もしも日本がこのような考えを持っておらず、ほしいままに横暴を盡し、我が領土、人民、主権にかかわるようなことがあれば、ただ我全軍を振るい立たせて最後まで日本と渡り合い、道義上後には引けない。…」[59]。

この各部隊に転送された電文から考えれば、当初、宋哲元が事件を日本と冀察以外の第三者が目論んだ謀略であると考えていたようである。漁夫の利を得るのが南京中央政府なのか、あるいは解散吸収が取沙汰されていた冀東政府なのか、文面からは判断できないものの、これまでの経緯ならびに直近の動向から冀東政府関係を念頭においていたように考えられる。もちろん、その背後に日本の勢力が存在する可能性も十分に考えられることから、冀察にとって冀東問題は日本との問題でもあった。

また、宋は同日、麾下の部隊に対し、以下の命令を発している[60]。

---

[58]「九日午前十一時五十分（聯隊本部ヨリ竹中書記生ヨリ報告）」（北平大使館記録）。

[59]「河間趙登禹致劉景山石振綱王長海柴達瑞佳亥電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-035）。

[60]「河間趙登禹致所属各旅団長佳参電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-029）。

1．日本軍は今回の事件を必ず拡大させる。我々は避けたいが難しい。所属部隊に以下の訓令を発し作戦の準備を行うこと。①防衛地域の塹壕等の陣地構築、②弾薬の補充、③部隊の移駐
2．野戦や奇襲を利用し、迅速に行動して解決する。小部隊は増援を待って解決する。
3．我々は大げさに宣伝してはならない。しっかりとやるのみ。
4．日本軍が廊坊を通過したならば我々は必ず攻撃しなければならず、その際は便衣兵を用いること。

さらに、同日、北平から南に200km の河間県一帯に所在している第132師（師長趙登禹）では南宮県所在の独立第28旅（旅長柴建瑞）の３個団に対して５日分の食料準備のもと行軍準備命令が下され[61]、あわせて河間県所在第２旅第３団（団長王子亮）および河間と泊頭鎮所在の独立第27旅第678団（団長趙書文）、同第679団（団長劉汝珍）に対して速やかに行動開始準備を行うよう命じた[62]。南苑に師団本部を置く騎兵第９師（師長鄭大章）も、南苑のほか、宣化（北平北西200Km 張家口附近）、涿県（北平南東70Km）に旅団本部を置く各旅に対して出動準備命令が下された[63]。

これらの内容からは第29軍全体としては日本の増援部隊が廊坊を超えた場合は応戦するが、まずは戦闘準備を整え、第三者の策謀に乗らないよう注意し、防衛に努めるという比較的消極的な方針であったことが理解される。ただし、第37師は軍全体の中でも積極的な行動をしており、この日も夜中の０時を期して長辛店の吉星文部隊が出撃した[64]。

---

[61]「河間柴達建爟（ママ）（瑞）致劉景山石振綱佳午電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-021）。

[62]「河間一三二師（趙登禹）参謀処致第一旅並転第一団第二団第廿七旅並転第四団第六七九団第六八一団第二旅並転第三団第廿八旅並転第六八二団六八四団佳午後一時電（７月９日）」（閻档「録存（二）116-010108-0370-022）。

[63]「宣化姚景川致南苑第廿九軍部張総参議佳巳電（７月９日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-027）。なお、独立騎兵第13旅長の姚景川は本電において武器弾薬が不足していることを訴えている。

[64]「北平張樾亭（第卅七師参謀長）致長辛店吉星文蒸電（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-040）。

善後交渉

10日には引き続き撤退後の停戦協定締結に向けて日中間で内容が検討された。交渉にあたっては、これまで撤兵交渉を張自忠が担っていた事から張自忠を相手とすることとし、また張自忠と親交が深いことから張允栄・張自忠の二人を相手とすることが決定された。かつて張允栄と日本に同行したことのある軍司令部の塚田中佐が内意を探ったところ、本人も極めて乗り気であったことことから、まずは張允栄を相手として午後４時から特務機関において交渉を開始した。中国側の参加者は張允栄、蘆南生（通訳）、日本側は松井機関長、和知中佐、塚田中佐、大木少佐、今井武官、寺平補佐官であった[65]。

ちょうどそのころ、参謀本部より第２（戦争指導）課長起案の不拡大を指示する駐屯軍司令官宛参謀次長電（午後６時42分発）が届き、「蘆溝橋事件解決の為、此の際政治問題に触るることを避」け、１．盧溝橋左岸の駐屯停止、２．将来に関する所要の保障、３．責任者の処罰、４．謝罪を短期間で承認させるよう通知してきた[66]。来平中の橋本参謀長は要求事項を検討し、おおむね中央からの指示にもとづき、以下の４項目の要求事項をまとめ、交渉の基礎とした[67]。

１．第二九軍代表は日本軍に対し遺憾の意を表し将来責任を以て再び斯くの如き事件の惹起を防止することを言明すること
２．責任者の処分を行うこと
３．蘆溝橋付近永定河左岸には支那軍隊を駐屯せしめざること
４．本事件は所謂藍衣社、共産党其の他抗日系各種団体の指導に胚胎する所多きに鑑み将来之が対策取締を徹底すること

交渉では午後７時に10日夜当面の両軍行動について、１．日本軍は西五里店附近に集結し、前方には展開せず（ただし背後における連絡は妨

---

[65]「今井武夫日記」７月10日の条。

[66]「盧溝橋事件解決ノ為対支折衝方針ニ関スル件（一二、七、九）」（「支那事変戦争指導関係綴（其一）」所収）（防研蔵）。以下、「指導綴（其一）」と略す。参謀本部『支那事変陸戦概史』上篇、87頁（防研蔵）。

[67] 参謀本部『支那事変陸戦概史』上篇、88頁。

げず）、２．中国軍は絶対に永定河を越えない（ただし永定河以西において交代行動をとることは妨げず）との合意に達したものの、交渉は責任者の処分、中国軍の撤退をめぐって難航した[68]。

北平では交渉が続けられていたが、現地では新たな紛糾が生じていた。午後４時頃、監視のために竜王廟附近に出ていた日本側斥候に対し八宝山方面より迫撃砲の射撃があり、また永定河の西岸、北方にも中国軍の増加がみられるとの情報が寄せられた[69]。これについて櫻井顧問は秦徳純に問い合わせ、秦から１．今夜は八宝山の線より兵を前進させず、２．射撃を行ったものは厳罰に処すとの言質を得た[70]。

また、午後５時に橋本参謀長から先の10日夜の交渉結果として中国軍が「絶対に永定河を越ゆることなく且西苑部隊は八宝山、衙門口の線以南に行動すること」がないことを確約したことから、「永定河々岸方面に兵力を出すことは爾後の交渉上支障を来す虞」があるため控えるよう旅団に対し直接電話で通知してきた。竜王廟に兵を置くことはいたずらに小競り合いを継続するもととなるため、夜にこれらを引き上げる決心をしていた河邉旅団長は午後６時20分、旅団主力を西五里店附近に集結し、あわせて「竜王廟及鉄道橋附近を占領しある斥候は夜闇を利用し撤収す」るよう命令を発し[71]、同55分聯隊も同様の命令を出した[72]。

しかし、これと前後して午後５時10分頃、衙門口より約100名の中国兵が現れ、迫撃砲の射撃を交えつつ竜王廟に向けて前進し始めた。午後６時ごろには竜王廟とその東北にある東辛庄方面に中国兵が現れ射撃を開始し、竜王廟を占領した[73]。午後７時には斥候に出ていた小隊がこれ

---

[68]「北機日誌」７月９日午後４時00分。広田大臣発加藤書記官宛電信・合第489号、７月12日午後８時30分着（北平大使館記録）。

[69]「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」。

[70]「北機日誌」７月９日午後４時20分。

[71]「旅作命甲第九号（十日午後六時三十分於豊台）」（「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」所収）。

[72]「歩一作命第十号（七月十日午後六時五十五分於一文字山）」（支那駐屯軍歩兵第一聯隊「昭和十二年七月十日竜王廟附近戦闘詳報（支駐歩一戦詳第三号）」所収）（防研蔵）。以下「支駐歩一戦詳第三号」と略す。

[73]「十日午後十時寺平補佐官ノ談（草野聴取）」（北平大使館記録）。「支那駐屯歩

を奪還しようと交戦して負傷者を出し、敵がなお増加しつつあることから「旅団命令を受領せるも実行に移り難」い状況に陥っているとの報告が前線より寄せられた[74]。一文字山から目撃していた牟田口聯隊長は独断でこの敵を撃滅する決心をし、午後７時、敵の不信行為を膺懲する目的で麾下の第１大隊に対し攻撃を命じた[75]。また、午後７時25分には永定河右岸より迫撃砲による一斉射撃が中国側から行われ、これに対して河邉旅団長は憤慨し[76]、協定線より以南に出て行動する敵に対しては断乎膺懲すへく決意し、旅団では先方に誠意を認めずと決心して装甲車両で現場に急行した[77]。

午後８時20分に聯隊本部に到着した旅団長は状況を把握のうえ、独断を行った聯隊長の処置に無言の同意を与えた[78]。日本側は午後９時15分、竜王廟を占領し、死傷者を収容したうえで午前２時に西五里店に集結し、戦闘前の態勢に復帰した[79]。

河邉旅団長は豊台に戻ったのち、軍参謀長宛に以下の電報を発している。

> 第一線の状況ご期待に反し鎮静せずご同憂に堪えさるも是畢竟支那側の益々募る不信行為に基くこと既報の如くにて軍の権威確保の為已むを得ざるに出ず
>
> 今次支那側の行跡を見るに二十九軍就中三十七師の我れに対する態度は最早到底友軍的取扱を為すを許さず　将来に於て益々其の然るを思はしむ　之を依然従来の方針にて指導せんとするも結局此種不祥事件を反復するに止るべきことは昨日停戦協定後の当面の敵情竝に西苑兵団の動きに依りて其の感を痛烈にするものあり
>
> 右の如き新たなる事実に鑑みるに今次の処理に先刻電話にて概要

兵旅団ノ作戦」。

[74]「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」。

[75]「歩一作命第十一号（七月十日午後七時於一文字山）」（支那駐屯軍歩兵第一聯隊「支駐歩一戦詳第三号」所収）。

[76]「十日午後七時四十分寺平補佐官談（島津聴取）」（北平大使館記録）。

[77]「十日午後十時寺平補佐官ノ談（草野聴取）」（北平大使館記録）。「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」。

[78] 河野又四郎『蘆溝橋事件手記』前掲、83-84頁。

[79]「支駐歩一戦詳第三号」。

> 承知せる如き御方針に対し今一度御再考の余地なきや又其の基礎たる中央部の即決方針にも根本的吟味の要なきや　要するに多少事態の拡大を見るも根底的解決の歩を進むべきにあらずや私かに痛心に堪えず[80]

この攻撃の原因として日本側では当初、中国側の説明を受けて「我方と支那側と協定し前線に命令するも支那側に命令到達迄三、四時間を要せるに付そごを来す」とみなす向きもあった[81]。しかし、度重なる中国側からの攻撃によって、当初は局地解決によって事態の早期解決を目指していた河邉旅団長も中国側に対する不信感を募らせ、事態が簡単には解決しないとの感を抱くに至った。

10日の中国側の攻撃は当初日本側と衝突した第219団第３営ではなく、第110旅長何基灃が率いる第220団及び特殊兵であった[82]。この攻撃は在北平米国大使館海軍武官が傍受発電した「信ずべき筋の情報によれば、第二十九軍（宋哲元）の部下は、現地協定に満足せずして今夕７時？（ママ）を期し、日本側に対し攻撃を開始すべし」との内容を裏付けるものであった[83]。おそらく、この指令は第37師長の馮治安によって下されていたが、宋哲元は報告を受けてその命令を追認しているものの、自ら馮治安に命令していたようにはみえない[84]。したがって、この時点では盧溝橋周辺での衝突は主として第37師長馮治安の独断で行われていたと考えるのが

---

[80]「支那駐屯歩兵旅団ノ作戦」。

[81]「十日午後七時四十分寺平補佐官談（島津聴取）」（北平大使館記録）。

[82]「北平馮治安致宋哲元蒸酉電（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-052）。

[83]「法廷証第2481号：宣誓供述書 和智恒藏（弁護側文書第594号）」（「朝日新聞社旧蔵極東国際軍事裁判記録和文資料Ⅴ」Box 46所収）（国立国会図書館憲政資料室蔵）。和智恒蔵「通信諜報の概要」電波関係物故者顕彰慰霊会『五十周年記念海軍電波追憶集』第一号、電波関係物故者顕彰慰霊会、1955年、251頁。田中新一「支那事変記録（其の一）」７月10日の条（防研蔵）。なお、当該の電文について調査したが原文を見つけることはできなかった。

[84]「宋哲元致北平馮治安蒸戌（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-051）。

妥当と思われる。また、日本側が永定河を渡河しているのを発見し、盧溝橋と長辛店に対して大々的な攻撃を準備している模様との吉星文からの報告を受けて[85]、馮治安は同日午後６時に麾下の独立第25旅第675団の１営（営長黄省周）に対し、山砲１連、野砲１連、重迫撃砲４門を率いて西苑から長辛店に向い、吉星文の指揮に入るよう命令を下し、対岸の長辛店に砲を中心とした兵力の増強を図った[86]。他方で、北平に所在していた秦徳純、馮治安等の第29軍の幹部は、おそらく宋の命を受けて、中央軍の北上に対して情勢を見極めるまで黄河の北岸で待機し、日本側を刺激しないよう、また自らの地盤に中央軍が進出して来ないよう南京中央に対して念押しをした[87]。

北平における継続交渉

北平では、中国側の対日提携に対する態度を確認するため、特務機関より塚田中佐を中国側各要人宅に派遣していたが、報告如何によっては旅団長の報告同様、膺懲の決意も必要と考えていた。というのも特務機関においても「馮治安の如き当方に対しては射撃せしめすと称して居るに据（ママ）（拘）らず部下団長に対しては日本軍に対し敵対行動を採るべき旨密令を下し居る次第にて（密令当方に入手せり）斯くては我方にては支那側の有らゆる言明も一顧の価値なきものとなり寧ろ全面的に之をたゝきつぶすも可なることと成る次第なり（右の為準備は既に完了せり）」と

[85]「長辛店一帯吉星文致北平馮治安何基灃蒸電（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-045）。

[86]「北平馮治安致宋哲元蒸電（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-056）。

[87]「北平馮治安張自忠秦徳純張維藩致綏徳高桂滋蒸亥電」（７月10日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-064）。なお、秦徳純等から電話連絡を受けた参謀次長の熊斌は、蔣介石に対して彰徳（黄河北辺）以南にまずは兵を集中させることを建議している（「南京熊斌致牯嶺小委員長灰辰電（７月10日）（蔣中正総統文物「盧溝禦侮（四）」所収）国史館蔵、档号：002-090105-00004-086」以下、蔣档と略す）。

の考えが支配的であった[88]。

塚田中佐は張允栄と会見するも適当な解決策を見つけられずに午前０時より張自忠と会見する事を約して午後11時に帰還した。11日、午前０時より松井機関長、和知中佐、塚田中佐ならびに今井武官が張自忠邸にて会見を行った。中国側の出席者は病床にある張自忠に加え張允栄と通訳の盧南生であった。約２時間にわたって協議が行われたが、中国側は責任者の処罰を認めず、保安隊による治安維持は撤退終了までとし、その後は第38師をもって治安維持にあたることを強硬に主張したため、妥結には至らなかった。日本側は特務機関に戻ったのち、参謀長を中心として協議が行われた。今井武官は中国側が４条件を受け入れない限り、日本側も絶対に協定に応じず、また万一決裂したとしても意に介さず、自発的に北平および豊台に撤退し、天津軍・関東軍の増援を得て中国側の態度を監視する一面交渉・一面作戦準備を提案した。塚田中佐は強硬すぎると反対したが、参謀長の熟慮の結果、午前３時半、今井武官の案が最終的に採用された。

今井武官は４条件の要求項目のうち、責任者の処罰を第１条に入れ込み、３カ条として文書にまとめて盧南生に手交した。しかし、盧が到底承認することはできないと述べたため、再び張允栄を招致した。結局、張が来なかったため、盧に案を持たせて張允栄宅に届けさせた。当時、張の私邸には秦徳純、馮治安、張自忠等が詰めており、今井案について再度議論したもようで、午前５時ごろ秦徳純より松井機関長宛に電話で回答があり、責任者の処分は容認するも軍の撤退は絶対に容認できないとの通告があり、再度張允栄と会見した塚田中佐も同様の回答を受け、ついに交渉は停頓状態に陥った。

その後、全権委任された今井武官は冀察各方面と会見を重ね、午前11時半､張允栄宅に赴き張および齋燮元（冀察政務委員会委員）､孫潤宇（冀察外交委員会委員）らと会見した。会見では今井武官は交渉行き詰まりの原因となっている撤兵について、日本側が自発的に撤兵するため、中国側においても同時に撤退するよう提案したところ、日本側の撤退に安堵した中国側はついに盧溝橋からの軍の撤退を承認し､交渉が成立した。

[88]「七月十一日午前〇時半、特務機関ニテ」（北平大使館記録）。

午後２時、今井武官は天津に戻る途上にあった参謀長の認可を得て特務機関に帰還した[89]。

今井武官の交渉と前後して、東京ではより強硬な対応が議論されており、午前11時前には「今次事件に対する支那側今後の態度如何に依りては我方としても重大決意の已む無きに至るへき処、帝国政府としては素より進んてことを荒立てるか如き考へ無きも、事態は一に今後の支那側の出方如何に係る次第なるに、付ては貴官は貴地支那側最高当局に対し、右次第を懇説し速に時局を纏むる様措置方厳重申入れたし」との至急電が外務本省から届き、午後２時半には陸軍中央より関東軍・朝鮮軍にくわえ内地３個師団動員が決定されたとの知らせが伝えられた[90]。

また、天津の軍司令部では10日の盧溝橋での事態に加え、午前の交渉が不調に終わったことから、「今次事件を契機とし、北支問題の根本的解決を図らんとす」との方針を立て、従来の和平的交渉を一時打切り、梅津何応欽協定の徹底的実行を迫るとともに、兵力を逐次集結して機を見て河北省内の中国軍に対し徹底的打撃をあたえ、これを掃蕩することを決定していた[91]。このため交渉成立を喜ばないものもあり、電話等で今井武官に破棄を迫ったり、また条件を加重するなどの議論が出た。しかし、今井武官は松井機関長、和知参謀の同意を得て、単なる字句修正のみをほどこし、午後６時に松井機関長、和知参謀と張允栄宅に至り、午後８時に張允栄、張自忠との間で調印を終えた[92]。

協定は次のような３カ条からなっていた。

一、第二十九軍代表は日本軍に対し遺憾の意を表し且責任者を処分して将来責任を以て再び斯の如き事件の惹起を防止することを声明す

二、中国軍は豊台駐屯日本軍と接近し過ぎ事件を惹起し易きを以て蘆溝橋城廓及竜王廟に軍を駐めず保安隊を以て其治安を維持す

三、本事件は所謂藍衣社共産党其他抗日系各種団体の指導に胚胎する

---

[89]「今井武夫日記」７月11日の条。

[90] 広田大臣発加藤書記官宛電信・合483号、７月11日午前10時10分着（北平大使館記録）。

[91]「駐屯軍司令官ノ処置並ニ状況ノ推移」（「作戦史要」第２巻所収）。

[92]「今井武夫日記」７月11日の条。

こと多きに鑑み、将来之が対策をなし且つ取締を徹底す
以上各項は悉く之を承諾す
昭和十二年七月十一日
張允栄　張自忠[93]

軍司令部においては、中国側が全ての要求を承認したため、さきの強硬方針を軟化させたものの、中国側「累次の不信行為並に中央軍北上形勢に鑑み依然厳重監視の方針を堅持」し、作戦準備は予定通りすすめつつ、万一に備えて情勢の推移を見守る方針であった[94]。

また、大使館筋では事件発生から一応の現地協定締結までの天津軍の動向について、おおむね以下のように観察していた。

今次件突発当初より軍側は大体之を突発事件と解し居り、若も支那側計劃的作謀（ママ）ありたりとするも共産党系乃至南京側の所為にして、少なくとも冀察幹部所為には非ざる可しと観測をしたり（従って新聞発表等も冀察当局乃至二十九軍を誹謗するが如き字句二十九軍及び北支一般の人心を動揺せしめざるよう細心の注意を払ひたり）

然るに其の後一旦停戦成立せるに不拘、十日午後より馮治安部隊の現実の行動（西苑より動き出したるが如き）及び馮軍の電報の傍受（多くは旅長等の発電なるも中には馮自身の名に於て発電し居るものあり）等に依り、馮自身の意志なりや又は馮が部下を統制し得ざる為なりやは判明せざるも、馮の態度及び馮軍の動向に就いては多大の疑念を生ず（事実張自忠あたりが相当馮を抑制するに骨折りたる模様なり）。且つ極めて穏当なる我方要求をも先方が受諾を肯ぜざりし実状なり。之の為事態の進展いかんに依りては実力を以て要求を貫徹し、馮軍を膺懲するを必要とする最悪の事態を予想せ（ざ）るに至り（張自忠軍は多分動かざる可きもその動く場合も考慮に入れ）、十日より十一日午前に亘り重大なる決意をなすの必要を中央に申し送り、十一日正午頃中央より最悪の場合の準備を発令せ

[93]「北機日誌」７月11日の項。

[94] 広田大臣発加藤書記官宛電信・合第504号、７月13日午前２時05分着（北平大使館記録）。「駐屯軍司令官ノ処置並ニ状況ノ推移」（「作戦史要」第２巻所収）。

る旨の電報ありたる前後より司令部としての作戦準備を着々と進めたり

然るに十一日午後四時頃参謀長帰来して支那側が我方要求を全部受諾（出発の為飛行場に至りたる際冀察側より受諾の旨伝達せり）せる事判明し、中央に対しては本件一応落着せるにつき、支那側の実行振り如何に依りては更に考慮の要あるべきも、さしあたり動員を進めるようなき旨を電報し（ただし中央にては之を入れざりし模様）、又関東軍に対して山海関に集結せる部隊を入関せしむるようなきも、そのまゝしはらく待機せしめ置くよう電報し（右に不拘一部入関十一日天津着の筈）、北平に於ては引続き交渉中の文書作製を待ち支那側の履行を看視すると共に大体に於て事件発生当初の見解、即ち二十九軍の動揺を防止し南京系及び共産党策動中央軍北上の気配等を警戒する等の態度に復帰せり。参謀長は北平出発の [際の] 軍中央に於ける準備の進行を承知せずして支那側をして要求を入れしめ来たりたる訳なるが、右は参謀長が関東軍方面等よりの強硬意見及び現地部隊の興奮に不拘、終始厳正なる態度を以て事件解決を図りたるの結果にして、只事件を一応解決せんと努力したるは今後の南京側の出方に伴う事態の推移如何に不拘、効果大なるものありたるは言を俟たず[95]

他方、中国側においては10日の攻撃が日本側をいたく刺激した結果、日本側が強硬な手段に訴え出る可能性が高まったこともあり、11日は部隊の増援、指揮系統の整頓に注力し、日本側に対して挑発を行わないよう第37師に命令が下された。まず、午前４時に第109旅（旅長陳春栄）217団（団長胡文郁）が増援部隊として西苑から[96]、さらに第53軍から鉄甲車（装甲車）第４中隊が長辛店に到着した[97]。つぎに、独立第25旅（旅

[95] 堀内総領事発加藤書記官宛電信・合第274号（大臣宛第393号）、７月12日午後８時30分着（北平大使館記録）。

[96]「長辛店一帯吉星文致北平馮治安真早四時電（７月11日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-048）。

[97]「長辛店吉星文致北平馮治安真電（７月11日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-043）。

長張凌雲）第675団（団長王為賢）を八宝山後方の田村を経由して長辛店に増派し、同じく長辛店に派遣した戴守義保安第１旅長を指揮官として、王為賢・胡文郁・吉星文の各団と第53軍の鉄甲車隊の統率指揮を担わせることとした[98]。また、これまで強硬派と見られていた何基灃も日本軍の撤退に際して射撃を行わないよう、馮治安からの命令を吉星文に通達しており、これは10日の戦闘による日本軍の態度硬化を受けて、第29軍首脳部が指示したものと考えられる[99]。

11日の協定成立によって、日中双方の軍隊は所定の位置に撤退を開始し、宛平県城および盧溝橋での緊張は緩和に向かった。しかしながら、日中双方ともに増援部隊を続々と派遣したことにより、周辺地域における大規模な衝突の可能性もまた高まりつつあった。

日本側中央の対応

事件発生から４日後には現地において当面の停戦に関する善後協定が成立したが、日本側中央は事件発生からこれまでの間、どのような対応をとったのであろうか。事件の第１報（北武第211号電）は今井武官から北平より８日午前３時25分に以下の内容で打電された[100]。

> 豊台駐屯地歩兵第一聯隊第八中隊は昨七日午後十時頃蘆溝橋北方約千米突竜王廟附近にて夜間演習中支那軍より突然十数発の射撃を受けたる為直に演習を中止し人員点呼の結果兵一名不足しあるを発見したるを以て調査を続行すると共に豊台部隊に急報せり、豊台部隊は部隊を集結して不足せる人員の調査と不法部隊の非違を糾弾する目的を以て蘆溝橋に向ひ前進し其他主力を通州に派遣しあるを以て取敢へす之を北平に招致中なり。又蘆溝橋駐屯の支那軍は第三十七師第一一〇旅第二一九団の約二ヶ中隊にして同地付近には約八ヶの碉堡ありて竜王廟

[98]「北平馮治安致何旅長基灃王団長為賢真正午十二時電（７月11日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-063）。

[99]「何旅長基灃致長辛店一帯吉星文真卯電（７月11日）」（閻档「録存（二）」116-010108-0370-047）。

[100]「北武第211号電」午前３時25分発（北平大使館記録）。

附近も少数部隊にて守備し居たり[101]

陸軍省では午前の課長会報で事件が伝えられたが、当初、陸軍中央部は相当混乱した状態であり、南京側の全面戦争企図を危惧するものもあった[102]。陸軍内部の反応はおおよそ２つに分かれた。それは、対ソ戦に向けた国力充実を図るため事態の不拡大を主張する一派とこの機をとらえて一撃を加え、中国との懸案事項を一気に解決しようとする一派であった[103]。

前者は全体から見れば少数派に属したが、石原第１（作戦）部長をはじめ河邊第２（戦争指導）課長など統帥事項に関して影響力があった。当時、石原は「支那との戦争は不利なり、支那とは手を握り進むべきものにて、…戦うとしては北京占領に一か月を要す。其の後は北寧線を確保する事とし前進せず、敵も地形上進み得ず持久戦となる。斯る戦争は行うべきにあらず[104]」、「目下わが国は満州国建設の完成に専念し、対ソ軍備を完成し、これによって国防は安固になるのである。支那に手を出して支離滅裂にしてはならない」と考えていた[105]。また、「事変始まると間もなく傍受電により孔祥熙が数千万ドルの武器注文をどしどしやるのを見て私は益々支那の抵抗、決意の容易ならざるを察知致しました。即ち此際戦争になれば私は之は行く所まで行くと考えたので極力戦争を避けたい」と思ったという[106]。そのため、参謀本部は同日午後６時42分、支那駐屯軍司令官に対し臨命400号により、「事件の拡大を防止する為更に進んで兵力を行使することを避くべし」との指示を出した[107]。

９日午前８時半からの臨時閣議では事前に集まった首相、陸海外相により四相会議が開かれ、以下の諸点を政府方針として申し合せた。

---

[101] なお、午前４時発の第２報において不明兵発見が伝えられた（「北武第212号電」午前４時発（北平大使館記録））。

[102] 田中新一「支那事変記録（其の一）」７月８日の条。

[103] 「河邊虎四郎少将回想応答録（参謀本部作成）」（防研蔵）。

[104] 「嶋田繁太郎備忘録」７月16日の条（防研蔵）。

[105] 「西村敏雄回想録」（防研蔵）。

[106] 「石原莞爾中将回想応答録（参謀本部作成）」（防研蔵）。

[107] 「臨命第四〇〇号」（「支那事変　臨命（自昭和十二年七月八日　第四〇〇号至昭和十二年十一月十三日　第六〇八号）」所収）（防研蔵）。

１．今次事件の原因は全く支那側の不法行為に基く事
２．我方としては不拡大方針の方針を堅持すること
３．支那側の反省による事態の円満収拾を希望すること
４．若しも支那側に反省なく憂慮すへき事態を招来する危機を見るに至らは我方としては適切迅速に機宜の措置を講すること
５．各閣僚は何時にても臨時閣議の招集に応し得るよう待機[108]

帝国政府の解決方針は次の通り、

支那軍の撤退、責任者の処罰、支那側の謝罪、今後の保障[109]

その後開かれた閣議では、陸相より内地の３個師団の派遣が提起されたものの、米内海相の反対もあり、現地にて撤退交渉中の報がもたらされたことから見送られ、午前９時30分に散会した[110]。

これを受けて、参謀本部はさきに述べた不拡大を指示する折衝方針により上記４つの要求を行うよう支那駐屯軍に対して通達した[111]。

当初の対応においては、陸軍部内は石原第１部長を中心とした不拡大派が事態の拡大防止に努めたが、事態の経過とともに、この際中国に一撃を加えるべきだとする強硬派が徐々に力を増してきた[112]。とりわけ、参謀本部第３課（作戦課）、第２部（情報部）、第７課（支那課）、陸軍省

---

[108]「蘆溝橋事件日誌」７月９日の条（外務省記録：A-1-1-0-30「支那事変関係一件」所収）（外務省外交史料館蔵）。東亜局『昭和十二年度執務報告』第１冊（第一課関係）、15頁。

[109] 田中新一「支那事変記録（其の一）」７月９日の条。支那事変記録では五相会議とされているが、風見書記官長の回想に基づけば、おそらく閣議前に首相、陸海外相で早めに集まって話し合ったもので、申合せはこの際に話し合われた内容と考えられる。また、四相申合せの政府方針を11日の閣議で決定されたとするものもあるが、９日発出の折衝方針にすでに記載されていることから、９日に決定されたと考えられる（風見章『近衛内閣』日本出版共同株式会社、1951年、29-30頁）。

[110] 軍令部「大東亜戦争海軍戦史―本紀」巻１（防研蔵）。「嶋田繁太郎備忘録」７月11日の条。

[111]「盧溝橋事件解決ノ為対支折衝方針ニ関スル件（一二、七、九）」（「指導綴（其一）」所収）。

[112]「嶋田繁太郎備忘録」７月15日の条。

軍事課は武力による事態解決を主張した[113]。当時、田中新一軍事課長は「北京市長秦徳純は日本側の一切の要求拒絶、軍事的政治的後退は一歩もするな、必要なる犠牲を準備せよと通電も発した。以上の外豊台や馬村では支那側軍隊の挑発によって衝突が起った。かくして平津地区の情勢の将来には全く確信を持てない有様であったが、特に憂えられたのはわが現地解決方針交渉相手である宋哲元（冀察政務委員会委員長）の一般軍民に対する統制力がきかなくなったのではないかということであった。若しそうなればわが現地解決の事変収拾方針は根本から崩れてしまうことはいうまでもない。東京の陸軍中央部は自ら認めて微妙なる立場に立たされていることを悟らざるを得なかった」との所感を持ったという[114]。

参謀本部は、情勢は悪化し事態は拡大するとの判断を下し、関東軍・朝鮮軍の一部と内地から３個師団および計18個の飛行中隊を動員する案を提起した[115]。ただし、派兵規模からもうかがえるように、これらの強硬論にしても華北の局所的な武力行使のみで全面戦争を主張していた訳ではなかった。石原部長は不拡大方針であったが、「第一線では紛糾があり、しかも派兵には数週間かかるので、不拡大を希望しても形勢逼迫すれば万一の準備として動員を必要とすることになる」との考えからやむなく派兵を了承し、陸軍省においてもおおむね参謀本部案を認め、当面関東軍の２個旅団と朝鮮軍の第20師団を派兵することとした[116]。

こうした決定を後押しした背景には、中央軍の集中と４個師の北上に関する相次ぐ情報があった。10日午後11時には、蔣介石が４個師団を石家荘附近に北上するよう命令し、飛行隊に対しても出動命令を下したとの公電が陸軍省に入ったほか、同盟漢口電では徐州を中心に駐屯している中央軍４個師に対し11日払暁を期し河南省境に集中、進撃の準備を命

113「河邊虎四郎少将回想応答録（参謀本部作成）」。
114 田中新一「支那事変記録（其の一）」７月11日の条。
115 参謀本部『支那事変陸戦概史』前掲、上篇、69頁。田中新一「支那事変記録（其の一）」７月10日の条。
116「石原莞爾中将回想応答録（参謀本部作成）」、田中新一「支那事変記録（其の一）」７月10日の条。

じたことなどが伝えられた[117]。風見書記官長によれば10日夜、同郷の柴山軍務課長（大佐）より先の蔣介石の北上命令等の確報を入手した旨、ならびに「形成遂に重大化するに至りたるを指摘する通報相踵いて入手しつゝある旨」の電話があり、また明けて午前「零時半頃に至り事態益々重大化の傾向につき、十一日は日曜なれども閣議を開催する必要あるやもしれずとの陸相の意向なる旨」が伝えられ、近衛首相に相次いで通報したという[118]。

翌日には首相、外相、陸相、海相、蔵相による五相会議が開かれ、陸軍の内地３個師団の動員を含む派兵案を承認し、引き続き行われた閣議も五相会議の決定事項を承認した。当初、首相、外相、蔵相は派兵に反対であったが、中央軍北上の手前、将兵、居留民を見殺しにできずとして、支那駐屯軍の救援、謝罪、将来の保証を図ることを目的とし、内地師団の動員は状況を見て決定し、目的達成の場合は取りやめるとの条件のもとに承認された。閣議後、近衛首相は上奏のうえ、対外的にアピールするため午後６時30分に派兵声明を発表した[119]。

派兵声明は出したものの、そもそも参謀本部の第１部長、第２課全員が経費増大、兵力固着を恐れて動員に反対していたため[120]、直後に現地から停戦協定成立の報告がもたらされた結果、「陸軍の態度は急転し著しく消極的」となったという[121]。そのため、13日夜に陸軍首脳部は「局面不拡大現地解決の方針を堅持し全面的戦争に陥るが如き行動は極力之を

---

[117]『朝日新聞』（大阪・朝刊）７月11日。田中新一「支那事変記録（其の一）」７月11日の条。翌日には中央軍の装甲列車が長辛店に進入したとの情報も寄せられたという（整備局長（山脇正隆）「北支事変備忘」７月12日の条（午前９時の情報）（防研蔵））。

[118] 北河賢三・望月雅士・鬼嶋淳編『風見章日記・関係資料』みすず書房、2008年、20-21頁。

[119]「閣議ノ情況（一二・七・一一）」（軍令部第一部甲部員（横井大佐）「支那事変処理」所収）（防研蔵）。「嶋田繁太郎備忘録」７月11日の条。

[120]「嶋田繁太郎備忘録」７月12日の条。

[121]「情況判断（七月十二日朝現地協定締結ノ報ニ対シ：一二・七・一二）」軍令部横井大佐「支那事変ニ関スル意見集（一）」『昭和社会経済史料集成―海軍省資料』大東文化大学東洋研究所、1984年、第８巻、599頁。

回避す」との従来方針を再確認し、内地からの動員は延期された[122]。

中央における派兵決定は、当初の中央の指示である不拡大・局地解決方針にもとづいておこなわれた現地折衝とその妥結に混乱をもたらす結果となり、その後の経緯からみれば、現地交渉に対して誤ったシグナルを与えるものであった。

（つづく）

〔謝辞〕本研究は JSPS 科研費 JP18K01458および公益財団法人村田学術振興財団2019年度研究者海外派遣援助の助成を受けて行われました。ここに記して深謝申し上げます。

[122]「北支事変処理方針（七月十三日午後八時）」（『指導綴（其一）』所収）。